

【令和4年度の保険料率について】

保険料率については、事業所にお勤めの方は令和4年3月分保険料(5月2日納付期限)から、任意継続被保険者の方は令和4年4月分保険料(4月11日納付期限)から下記表のとおり設定いたします。

(令和3年度まで)

保 険 料 率				負 担 割 合
健康保険料	99/1000	基本保険料率	47.20/1000	事業主 49.5/1000
		特定保険料率	50.50/1000	被保険者 49.5/1000
		調整保険料率	1.30/1000	
介護保険料	16/1000			事業主 8.0/1000 被保険者 8.0/1000

(令和4年度から)

保 険 料 率				負 担 割 合
健康保険料	99/1000	基本保険料率	54.18/1000	事業主 49.5/1000
		特定保険料率	43.52/1000	被保険者 49.5/1000
		調整保険料率	1.30/1000	
介護保険料	16/1000			事業主 8.0/1000 被保険者 8.0/1000

※ 健康保険料の内訳には、基本保険料(組合加入者の医療費等に充てる保険料)、特定保険料(高齢者医療医療制度による拠出金に充てる保険料)、調整保険料(健康保険組合間の共同事業に充てる保険料)があります。

※ 健康保険料の料率に変更はありませんが、内訳料率に変更になります。

※ 介護保険料の料率に変更はありません。

※ 40歳以上65歳未満の被保険者は、一般保険料と介護保険料が徴収されています。

※ 40歳以上65歳未満の被扶養者を有する40歳未満及び65歳以上の被保険者等(特定被保険者という)について、当組合では介護保険料の徴収を行っています。